



第25回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年8月17日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

石川県金沢市本町2-15-1
ホテル日航金沢 4階 鶴の間

議案

<会社提案>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 定款一部変更の件（筆頭独立社外取締役の選任）
- 第6号議案 定款一部変更の件（指名報酬委員会の設置）
- 第7号議案 社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件
- 第8号議案 社外取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬額決定の件

株主総会にご出席されない場合

書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2023年8月16日（水曜日）午後5時まで

本年より、お土産の配布を取りやめさせていただきます。

株式会社 クスリのアオキホールディングス

証券コード 3549

第三次中期経営計画・Vision2026実現に向けて

石川県を発祥とする当社は、より地域の皆様に愛される企業となるべく、第三次中期経営計画を策定いたしました。『あなたの町で、「便利な暮らし」と「笑顔につながる健康」を支えるドラッグストアを目指して』をテーマに、売上高5,000億円を目標としております。2026年5月期までの計画であることから、この中期経営計画を『Vision2026（ニーマルニーロク）』と命名いたしました。

フード&ドラッグの実現、調剤併設率70%の達成、ドミナント化の3つの重点施策によって、当社が地域になくってはならない存在となり、その町に住む人々の暮らしが豊かで便利に、そして健康に暮らして笑顔になっていく、そのような地域の人々の暮らしを支えるドラッグストアを目指していこうというメッセージが込められています。

2年目である2023年5月期には、より幅広い食品の取り扱いに向け、店舗の改装を進めてまいりました。大型店で得た生鮮のノウハウを300坪の店舗にも波及させ、青果・精肉売場を導入することでよりお買い回りしやすい店舗づくりに取り組んでおります。2023年5月期の既存店改装実績は252店舗に上り、今期も同数程度の改装を予定しております。

調剤薬局の開局につきましても、2023年5月期は66薬局を開局しております。これにより、期末時点での調剤併設率は58.7%となりました。今期はさらに70薬局の開局を進め、調剤併設率60%超えを目指し、2026年5月期での70%達成に向け邁進してまいります。

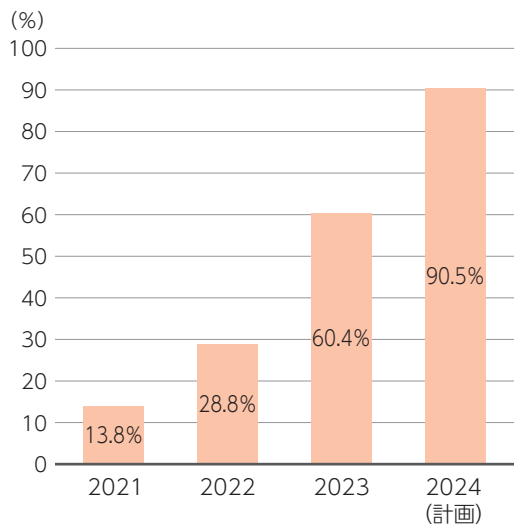
当社のドミナント戦略は、より地域に密着した出店を行うことでお客様の利便性を向上させ、地域貢献につなげることを目標としております。

もっと便利に、ずっと笑顔で。

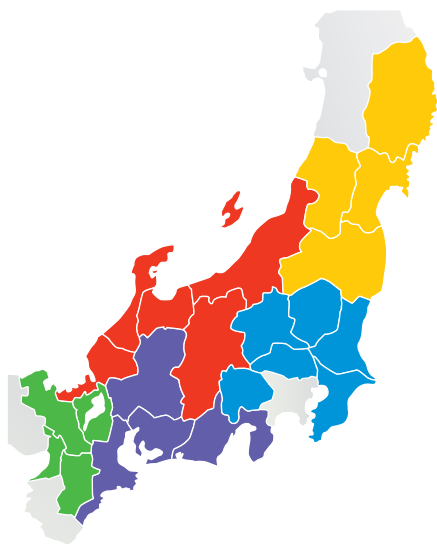
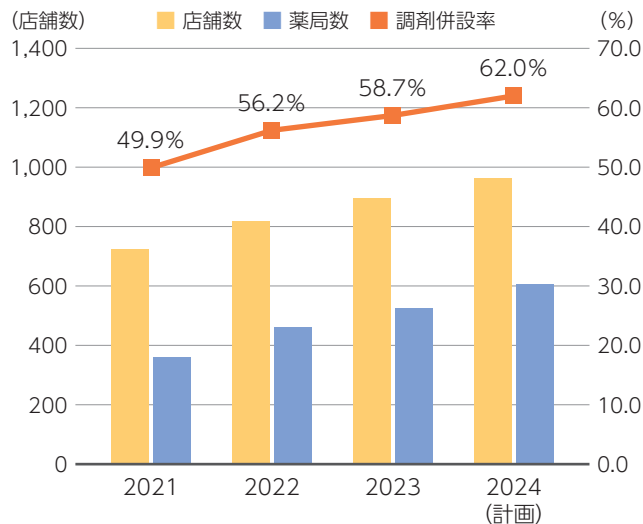
あなたの町で、「便利な暮らし」と「笑顔につながる健康」を支えるドラッグストアを目指して



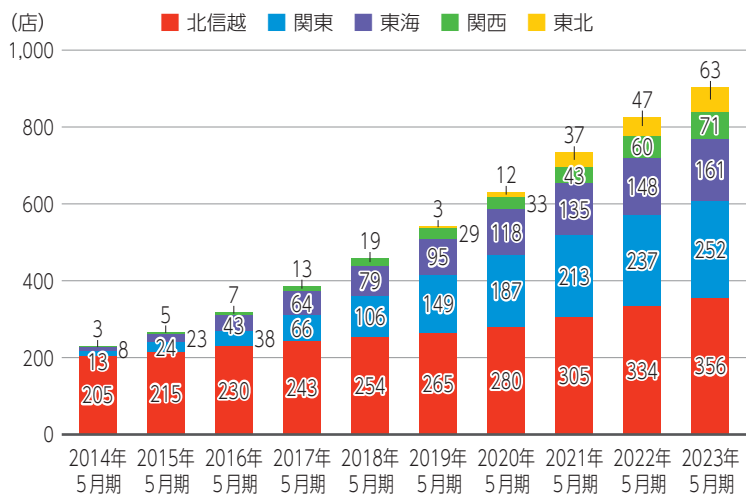
青果・精肉導入割合



調剤併設率



エリア別店舗数



ご挨拶



株主の皆様には、日頃より格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

クスリのアオキホールディングスは、「健康と美と衛生」を通じて社会に貢献し、地域のお客様から信頼されるドラッグストア、調剤薬局を運営することを経営理念に掲げております。

新型コロナウイルス感染症が5類へと移行し、マスク着用の緩和など、少しずつ感染症流行前の生活が戻りつつある一方、紛争による世界情勢の悪化やエネルギー価格の高騰により消費者の皆様への影響も大きくなった一年でございました。

調剤薬局はもちろん、日用品から食品までを一か所で揃えることができるドラッグストアの需要はより高まり、ドラッグストア業界内での出店競争が激化することで、当社を取り巻く環境はさらに厳しさを増しております。

このような環境下におきましても、調剤薬局の併設を推進し、地域医療の一翼を担う「かかりつけ薬局」としてお薬や健康に関して薬剤師へ気軽に相談できる体制づくりに注力するとともに、日用品や食品のさらなる強化によりお客様にとってより一層「近くて便利なお店」を目指してまいります。

今後とも、変わらぬご愛顧、ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

株式会社クスリのアオキホールディングス
代表取締役社長 青木 宏憲

株 主 各 位

(証券コード3549)
(発送日) 2023年8月2日
(電子提供措置開始日) 2023年7月26日
石川県白山市松本町2512番地
株式会社クスリのアオキホールディングス

代表取締役社長 青木 宏憲

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置を取っており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.ir.kusuri-aoki-hd.co.jp/ja/Stock/Meeting.html>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クスリのアオキホールディングス」、または「コード」に当社証券コード「3549」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

本株主総会に上程される議案には、会社提案（第1号議案から第3号議案まで）及び株主提案（第4号議案から第8号議案まで）が含まれております。**当社取締役会は、株主提案のすべてに「反対」しております。**各議案の内容及び当社取締役会の意見の詳細については「株主総会参考書類」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、3頁の『議決権行使についてのご案内』をご確認のうえ、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。2023年8月16日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年8月17日 (木曜日) 午前10時
2 場 所	石川県金沢市本町2-15-1 ホテル日航金沢 4階 鶴の間
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第25期 (2022年5月21日から2023年5月20日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第25期 (2022年5月21日から2023年5月20日まで) 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案 (第1号議案から第3号議案まで) ></p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p><株主提案 (第4号議案から第8号議案まで) ></p> <p>第4号議案 取締役1名選任の件 第5号議案 定款一部変更の件 (筆頭独立社外取締役の選任) 第6号議案 定款一部変更の件 (指名報酬委員会の設置) 第7号議案 社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件 第8号議案 社外取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬額決定の件</p> <p>株主提案 (第4号議案から第8号議案まで) にかかる議案の要領は、「株主総会参考書類」(16頁から25頁)に記載のとおりであります。</p>

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、当社は「交付書面」(書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面)に記載しない事項を、本招集ご通知1頁に記載する当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。
「交付書面」に記載しない事項
 - ・事業報告 企業集団の現況のうち、「当事業年度の事業の状況」の「事業の経過及びその成果」、「財産及び損益の状況」、「対処すべき課題」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」
 - ・事業報告のうち、会社の株式に関する事項、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ・連結計算書類、計算書類、連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査役会の監査報告
 従いまして、当該ウェブサイトに掲載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には電子提供措置事項から上記を除いたものを記載した書面として、本招集ご通知を一律で送付しております。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、当該ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 株主総会決議ご通知は送付せず、第25回定時株主総会終了後に、当社ウェブサイトにて議決権の行使結果を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp>)

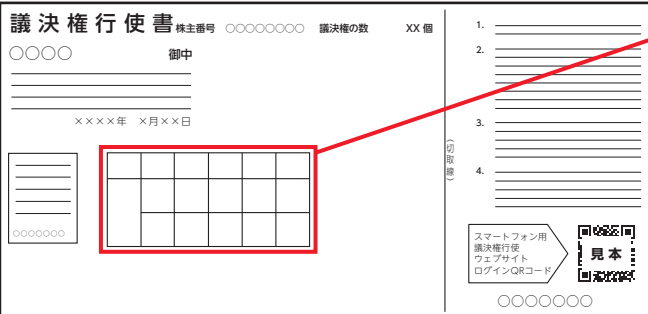


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年8月17日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年8月16日（水曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年8月16日（水曜日） 午後5時入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

0000 御中

××××年×月××日

0000000

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォンのみで議決権行使
ウェブサイトでログインQRコード

見本

0000000

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第3号議案（会社提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案（会社提案）

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第4号議案～第8号議案（株主提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

当社取締役会は、
株主提案に反対しております。

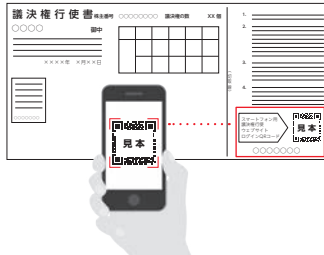
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

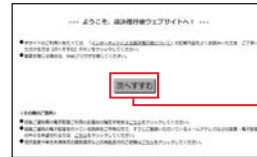
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

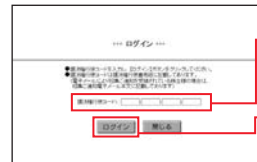
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

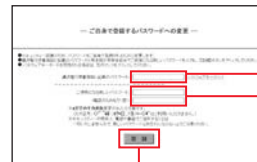
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの経営理念を全てのステークホルダーに対して明確にしたうえで、当該理念に基づく経営を実践し、地域社会への貢献と企業価値の向上を実現する意思を改めて示すために、変更案第2条（経営理念）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(経営理念)
	<p><u>第2条</u> 当社は「健康と美と衛生」を通して社会に貢献し、地域の顧客から信頼されるドラッグストア、調剤薬局を運営する。</p> <p>2. 当社は、顧客の満足度を高め、従業員の成長を促すことにより、継続的な企業の発展を図り、取引先、株主・投資家、地域社会を含めた全てのステークホルダーに信頼される企業を目指す。</p>
第2条～第45条（条文省略）	<p>（第3条以下、条数繰り下げ）</p> <p>第3条～第46条（現行どおり）</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営監督機能及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

あおき やす と し
青木保外志

(1949年1月2日生)

所有する当社の株式数…………… 1,482,500株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1976年6月	有限会社青木二階堂薬局設立監査役	2003年8月	同社代表取締役社長
1981年3月	有限会社三和薬商代表取締役	2012年5月	同社代表取締役社長兼社長執行役員
1985年1月	株式会社クスリのアオキ設立代表取締役専務	2014年5月	同社取締役最高顧問
1999年6月	同社代表取締役副社長	2016年11月	当社取締役最高顧問(現任)

【重要な兼職の状況】

—

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

2

あ お き ひ ろ の り
青木宏憲 (1972年4月6日生)

所有する当社の株式数…………… 2,498,836株
 取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年4月	大塚製菓株式会社入社	2010年8月	株式会社クスリのアオキ代表取締役専務兼営業本部長兼営業推進室長
2003年2月	株式会社クスリのアオキ入社	2012年5月	同社代表取締役兼専務執行役員営業本部長
2006年6月	同社管理部長	2014年5月	同社代表取締役社長（現任）
2006年7月	同社執行役員管理部長	2016年11月	当社代表取締役社長兼社長執行役員
2007年5月	同社執行役員人事教育部長	2018年6月	当社代表取締役社長（現任）
2008年11月	同社執行役員調剤事業本部長		
2010年5月	同社執行役員営業本部長兼営業推進室長		
2010年6月	株式会社青木二階堂代表取締役社長		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ代表取締役社長

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

3

あ お き た か の り
青木孝憲 (1973年11月28日生)

所有する当社の株式数…………… 1,792,840株
 取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年4月	東京エレクトロン株式会社入社	2014年5月	株式会社クスリのアオキ専務執行役員店舗運営本部長
2004年4月	大塚製菓株式会社入社	2016年11月	当社専務執行役員グループ店舗運営部門担当
2008年4月	株式会社クスリのアオキ入社	2017年5月	同社専務執行役員グループ開発部門担当
2008年11月	同社執行役員IT・業務改革本部長	2017年5月	株式会社クスリのアオキ取締役兼専務執行役員開発本部長
2010年5月	同社執行役員商品部長	2018年6月	同社取締役副社長兼開発本部長
2012年5月	同社専務執行役員経営管理統括部長兼IT・物流推進部長	2021年5月	同社取締役副社長（現任）
2012年5月	株式会社A 2 ロジ取締役（現任）	2022年8月	当社取締役副社長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役副社長
 株式会社A 2 ロジ取締役

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

4

や は た り ょ う い ち
八 幡 亮 一

(1966年8月24日生)

所有する当社の株式数…………… 16,500株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 4月	株式会社ワールド入社	2016年 11月	当社取締役兼常務執行役員グループ 管理部門担当
2004年 7月	株式会社クスリのアオキ入社	2018年 6月	当社取締役管理部門担当兼経営企画室長
2006年 5月	同社執行役員経営企画室長	2018年 6月	株式会社クスリのアオキ取締役
2010年 5月	同社執行役員管理本部長	2020年 5月	当社取締役管理部門担当
2012年 5月	同社常務執行役員管理本部長	2021年 5月	当社取締役管理部門担当兼経理室長
2012年 5月	株式会社A 2 ロジ取締役	2021年 5月	株式会社クスリのアオキ取締役経理 部長
2013年 5月	株式会社クスリのアオキ常務執行役 員財務企画・IR室長	2023年 5月	当社取締役管理部門担当 (現任)
2014年 5月	同社常務執行役員管理本部長	2023年 5月	株式会社クスリのアオキ取締役 (現 任)
2014年 8月	同社取締役兼常務執行役員管理本部長		
2016年 8月	当社取締役		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになりません。

候補者番号

5

い い し ま ひ と し
飯 嶋 仁

(1976年10月16日生)

所有する当社の株式数…………… 6,000株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 5月	株式会社クスリのアオキ入社	2020年 8月	株式会社クスリのアオキ取締役店舗 運営本部長兼ドラッグ統括
2012年 5月	同社調剤運営部長	2021年 5月	当社取締役営業部門担当兼関東・東 北地区本部長 (現任)
2016年 5月	同社社長付大型店開発担当(部長待遇)	2021年 5月	株式会社クスリのアオキ取締役店舗 運営本部長 (現任)
2017年 5月	同社店舗支援部長	2022年 6月	日本チェーンドラッグストア協理事 事 (現任)
2018年 6月	同社店舗運営本部長兼調剤事業部長		
2020年 5月	同社店舗運営本部長兼ドラッグ統括		
2020年 8月	当社取締役営業部門担当		

【重要な兼職の状況】

株式会社クスリのアオキ取締役店舗運営本部長
日本チェーンドラッグストア協理事

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになりません。

候補者番号

6

おか だ も と や
岡田元也 (1951年6月17日生)

所有する当社の株式数…………… 3,000株
取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年 3月	ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社	2012年 3月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長グループCEO
1990年 5月	同社取締役	2014年 8月	株式会社クスリのアオキ社外取締役
1992年 2月	同社常務取締役	2014年11月	ウエルシアホールディングス株式会社取締役（現任）
1995年 5月	同社専務取締役	2016年11月	当社社外取締役（現任）
1997年 6月	同社代表取締役社長	2020年 3月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長（現任）
2003年 5月	イオン株式会社取締役兼代表執行役社長		
2005年11月	株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役		

【重要な兼職の状況】

イオン株式会社取締役兼代表執行役会長
ウエルシアホールディングス株式会社取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役会長を務めており、経営者としての豊富な経験、実績、見識を有しております。
社外取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社の企業価値向上に反映することを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

【当社との利害関係】

岡田元也氏は、イオン株式会社取締役兼代表執行役会長を務めており、当社子会社株式会社クスリのアオキは同社との間で、業務・資本提携を行っております。なお、当社子会社は、同社グループ会社との間で当社店舗に係る不動産取引があり、また同社グループ会社より商品仕入れ等の取引を行っております。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

候補者番号

7

やなぎ だ なお き
柳 田 直 樹 (1960年2月27日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1987年 4月	弁護士登録	2016年 6月	アルパイン株式会社社外取締役監査等委員
1987年 4月	柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）入所	2016年 6月	YKK株式会社社外監査役（現任）
2001年 1月	同所パートナー弁護士（現任）	2019年 6月	SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
2004年 6月	日本製紙株式会社社外監査役	2019年 8月	当社社外取締役（現任）
2014年 6月	アルパイン株式会社社外監査役		
2014年 6月	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社）社外監査役		

社外

独立役員

【重要な兼職の状況】

柳田国際法律事務所パートナー弁護士
YKK株式会社社外監査役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

柳田直樹氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有すると共に、これまでも社外取締役または社外監査役として複数の会社の経営に関与してきております。その企業経営に関する経験や見識を活かして事業に有益な助言をいただき当社の企業価値向上に反映するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

8

こし だ とし や
越 田 利 弥 (1972年5月21日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年4月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
2001年4月 公認会計士登録
2020年8月 越田公認会計士事務所開設（現在に至る）
2021年8月 当社社外取締役（現任）
2022年7月 株式会社はじめ会計社代表取締役（現任）

社外

独立役員

【重要な兼職の状況】

越田公認会計士事務所
株式会社はじめ会計社代表取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

越田利弥氏は、公認会計士としての専門的見地及び見識を有しており、業務執行から独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけたらと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになりません。

候補者番号

9

いのうえ よしこ
井上佳子 (1974年7月26日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年4月	花王株式会社入社	2019年5月	同社代表取締役社長
2000年2月	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社	2019年6月	一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事
2005年7月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	2021年8月	当社社外取締役（現任）
2008年1月	日本メドトロニック株式会社入社	2023年6月	ノボノルディスクファーマ株式会社取締役副社長（現任）
2014年10月	クーパービジョン・ジャパン株式会社入社		
2015年10月	同社執行役員		
2018年10月	同社取締役		

社外

独立役員

【重要な兼職の状況】

ノボノルディスクファーマ株式会社取締役副社長

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

井上佳子氏は、ノボノルディスクファーマ株式会社取締役副社長を務めており、経営者としての豊富な経験や見識に加え、女性として当社の企業価値向上のための有用な視点を有しております。その経験や知識を活かして独立した立場から経営の監督を行うことにより、取締役会の機能強化が期待されると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

候補者番号

10

ふじ い ひろ みつ
藤井大温

(1977年4月13日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

新任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位及び担当】

2002年7月	ドラッグストアモリ（現ナチュラルホールディングス）入社	2015年6月	株式会社タイオン365 代表取締役（現任）
2007年10月	株式会社クスリのアオキ入社	2017年8月	タイオンホールディングス株式会社 代表取締役（現任）
2008年4月	株式会社クスリのアオキ退社	2017年10月	一般財団法人タイオン奨学基金代表理事（現任）
2008年5月	株式会社ザグザグ入社 同 取締役		

【重要な兼職の状況】

株式会社タイオン365代表取締役
タイオンホールディングス株式会社代表取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

藤井大温氏は、タイオンホールディングス株式会社の代表取締役社長を務めており、介護分野や在宅特化型調剤薬局における経営者としての豊富な経験や見識を有していることに加え、ドラッグストア業界にも長年に亘り従事しております。ドラッグストア業界に関する知見を有する同氏が、独立した立場から当社の経営の監督し、さらには調剤薬局・介護分野等の事業を立ち上げた経験を活かし、変化する顧客のニーズに関して取締役会に助言することは、当社取締役会の機能強化となることはもちろん、地域の顧客から信頼されるドラッグストアや調剤薬局を運営し、顧客の満足度を高めながら企業価値を継続して高めることにもつながると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、2007年に株式会社クスリのアオキに入社し、当社社員として約6ヵ月間、店舗に勤務していた期間がありますが、退職してから既に15年以上が経過している上、当該期間を除き、過去及び現在において当社への関与は一切ありません。そのため、同氏が当社社外取締役として職務を遂行することについて、独立性の観点から問題はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【当社との利害関係】

候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

- (注) 1. 岡田元也氏、柳田直樹氏、越田利弥氏、井上佳子氏及び藤井大温氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって岡田元也氏は6年8箇月、柳田直樹氏は4年、越田利弥氏及び井上佳子氏は2年であります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、岡田元也氏、柳田直樹氏、越田利弥氏及び井上佳子氏との間で責任限定契約を締結しており、取締役に選任された場合には、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、藤井大温氏が取締役に選任された場合は、社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限るものとする。
3. 井上佳子氏の戸籍上の氏名は、今井佳子であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者	もり おか しん いち 森岡真一	(1977年3月18日生)	所有する当社の株式数……………	0株
-----	----------------------------	---------------	-----------------	----

【略歴】

2003年11月 弁護士登録

2005年8月 兼六法律事務所（現弁護士法人兼六法律事務所）入所（現在に至る）

【重要な兼職の状況】

弁護士

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

森岡真一氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を有するとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、それらを当社の監査体制強化に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

【役員等賠償責任保険契約の状況】

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求訴訟における損害及び訴訟費用を当該保険契約より填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森岡真一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役がその能力を十分発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、現行定款において、社外監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより森岡真一氏が監査役に就任した場合には、社外監査役として当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限るものとする。

4. 森岡真一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

<株主提案（第4号議案から第8号議案まで）>

第4号議案から第8号議案までは株主提案によるものであります。

また、各議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第4号議案 取締役1名選任の件

(1) 議案の要領

池井良彰氏を取締役として選任する。

(2) 提案の理由

当社創業家は当社社内取締役5名の内3名を占めるだけでなく、合計で当社株式約30%弱を保有し、最高顧問・会長・社長・副社長といった要職を寡占しており、創業家が当社における大きな影響力を持つことは明らかである。このような支配構造においては、少数株主・株主共同の利益の保護が重要である一方、当社は指名報酬委員会などコーポレートガバナンス・コードにおいて推奨されている少数株主利益保護のための任意の仕組みがほとんど導入されていない。また業界再編の機運が高まり、創業家の利益と株主共同の利益が相反する可能性がある統合への対応が取締役の重要な役割となる中で、現在の当社の独立社外取締役3名のうち、企業経営の経験を有するのは井上氏のみであり、取締役会に助言し業務執行を監督するには著しく不十分な布陣となっている。M&Aなどに知見を持ち、高い独立性を持つ社外取締役を取締役会に追加することで当社の企業価値向上が望める。

(3) 候補者の略歴等

候補者

い け い よ し あ き
池 井 良 彰

(1957年5月4日生)

所有する当社の株式の数……………

0株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1981年4月 三菱商事株式会社入社
1996年4月 株式会社オークネット執行役員経営戦略室長
2001年10月 株式会社レコフ常務執行役員兼大阪支店長
2007年11月 株式会社MAパートナーズ代表取締役（現任）
2012年7月 ストレックス株式会社専務取締役
2017年6月 日本ライフライン株式会社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社MAパートナーズ代表取締役
日本ライフライン株式会社社外取締役

【特別利害関係の有無】

池井氏と当社との間に、特別の利害関係はない。

【取締役候補者とした理由】

池井氏は日本初のM&A専門会社である株式会社レコフの創業に1990年から参画し、長年にわたりM&A業界の第一人者として活躍されており、M&Aに関する豊富な経験と知見を有し、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有する。今日のドラッグストア業界は大手による寡占化が進むなど、業界再編の機運が高まりを見せており、M&Aによる企業価値向上という選択肢が重要となるところ、池井氏はM&A業界の専門家として当社経営陣に適切な助言や提言を行うことが期待できる。また池井氏は上場企業である日本ライフライン株式会社において、社外取締役として指名・報酬諮問委員会や投融資委員会の委員を務めており、社外取締役としての経営陣監督についても豊富な実務経験を有する。池井氏はかかる専門性及び知見に基づき、当社の取締役会に助言し、その業務執行を適切に監督できると期待できる。以上の理由から、オアシスは、池井氏を社外取締役として選任することを提案する。

(注) 池井氏は社外取締役候補者である。

(4) 取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

本株主提案によれば、業界再編の機運が高まり、統合への対応が取締役の重要な役割となる中で、取締役会に助言し業務執行を監督するために、M&Aに知見を持ち、高い独立性を持つ社外取締役を追加するとあります。しかしながら、当社は、「健康と美と衛生」を通して社会に貢献し、地域のお客様から信頼される企業づくり及び当社の中長期的な企業価値の向上のために、2022年5月期から2026年5月期を対象とする中期経営方針である「Vision2026」を策定しております。本中期経営方針において、2026年5月期の売上高目標を5,000億円として定め、重点取り組み事項として、「①フード&ドラッグ（※1）の実現」「②調剤併設率（※2）70%」「③ドミナント化（※3）への移行」を掲げ、その遂行にあたっておりますので、現時点において、統合への対応が当社取締役の重要な役割であるとは考えておりません。

もっとも、当社のガバナンス強化という観点から、社外取締役の増員が必要であるとの認識は当社も同様ですが、当社取締役会としては、一層厳しさを増す経営環境の中で、当社が企業価値を今後も継続して高める上では、当社の経営の前提となる業界及び当社事業に対する深い理解及び知見を有し、取締役会に助言することが可能な社外取締役の増員が必要であると考えております。

そこで、当社は、本定時株主総会において、現任取締役9名の再任及び新任社外取締役候補者1名の選任を会社提案議案として上程することいたしました。また、提案株主より推薦を受けた候補者（以下、「株主提案候補者」といいます。）につきましては、他の社外取締役候補者と同様に、人事を管掌する管理担当取締役及び管理本部長による面談を実施したうえで、社外取締役も参加する取締役会において慎重に審議・検討いたしました。本株主提案のとおり、株主提案候補者のM&Aにおける経験や識見は当社が実施した面談でも認められましたが、株主提案候補者を当社の社外取締役として迎え、取締役会に対する助言や監督を頂くよりも、M&A仲介会社の代表者として、当社の事業成長に資する潜在案件の紹介等を頂く方が、当社の中長期的な企業価値向上の観点からは望ましいのではないかと考えており、株主提案候補者の経験、識見、実績及び当社事業に対する理解を踏まえても、株主提案候補者を取締役に選任する必要はないと判断いたしました。

なお、現在、当社定款上の取締役員数の上限は10名となっており、株主提案候補者の選任を株主の皆様にお諮りするにあたり、定款上の取締役員数の上限を引上げることも検討いたしました。上記の通り、当社取締役会として、株主提案候補者を選任する必要がないとの判断に至ったことに加え、当社の事業内容や、企業規模に鑑みた取締役会の適正規模の観点から、現時点で、取締役員数の上限を引上げる必要はないと判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

※1：加工食品、酒類及び生鮮食品等を取り扱う食品強化型のドラッグストア

※2：（当社の調剤薬局を開局している店舗）÷（スーパーマーケット・専門調剤を除く当社全店舗）

※3：既存出店エリア内での多店舗化

第5号議案 定款一部変更の件（筆頭独立社外取締役の選任）

(1) 議案の要領

現行の定款に以下の条文を追加し、第23条以降を、各々2条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（独立社外取締役・筆頭独立社外取締役）

第23条 当社は、東京証券取引所の独立性基準に準じて独立性を有する社外取締役（以下「独立社外取締役」という。）を選任する。

2 独立社外取締役が複数選任された場合は、互選により、筆頭独立社外取締役を選定する。

（筆頭独立社外取締役の職務）

第24条 筆頭独立社外取締役は、独立社外取締役を主導し、次の各号に定める職務を行う。

- (1) 独立社外取締役間の議論及び認識共有の主導
- (2) 独立社外取締役と社内取締役及び経営陣との意思疎通の仲介
- (3) 社外取締役と監査役又は監査役会との連携の主導
- (4) 株主との対話の主導
- (5) 前4号に定める職務を行うために必要な連絡、調整及び体制整備の実施

(2) 提案の理由

オアシスは複数回にわたり、株主として当社の経営に関し建設的な対話を行うため、代表取締役、IR担当取締役及びその他の取締役との面談を求めたが、当社は、複数回にわたる弊社の要請を一切拒絶し、オアシスが社外取締役に対して直接接触を計る行動を見せて、ようやく、社外取締役ではなくIR担当取締役との面談が設定された。また、当社は代表取締役社長及びIR担当取締役は、原則として投資家と対話せず、投資家からのフィードバックを直接は受け取らないとしており、取締役による株主との対話体制が不十分である。このような、株主との対話を拒むような姿勢はコーポレートガバナンス・コードや社外取締役ガイドラインなどに明確に反しているだけでなく、株主との対話により生まれ得る企業価値向上の機会を逸する恐れがある重大な問題である。そこで、オアシスは、株主との対話において主導的な役割を担う筆頭独立社外取締役の選定を提案する。

(3) 取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、筆頭社外取締役には、「社外取締役間の議論、認識共有」「社内取締役や経営陣との意思疎通」「社外取締役と監査役・監査役会との連携」などの役割が主に期待されているものと認識しておりますが、一般的に社外取締役には各々が自らの判断のもと、取締役会に助言し業務執行を監督することが期待されており、これらは当社の現行体制でも実現されており、本年実施いたしました取締役会の実効性評価でも確認しております。

よって、本定時株主総会で予定している社外取締役の増員を踏まえても、筆頭独立社外取締役を選任する必要はなく、むしろ本株主提案のような規定を定款に設けることは、多様な知見や経験を有する当社社外取締役による自律的な助言・監督機能の発揮を妨げるおそれがあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

なお、本株主提案において提案株主は、当社のIR担当取締役及びその他の取締役との面談を求めたものの、当社が提案株主の要請を一切拒絶し、提案株主が社外取締役に対して直接行動を計る行動を見せて、ようやくIR担当取締役との面談が設定されたと述べておりますが、当社は2022年8月18日付「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しておりますとおり、株主との建設的な対話に関する方針（以下、「当社IR方針」といいます。）を以下のとおり定めているところ、提案株主からの面談要請に対しても、当社IR方針に則り対応を行ったものであり、提案株主からの要請について取締役会に報告するとともに、当社IR方針について、提案株主にも面談の調整に際して説明を行っており、提案株主による、提案株主の要請を「一切拒絶した」との主張は、当社の認識とは異なるものであります。

また、提案株主とIR担当取締役との面談については、提案株主より受領した、社外取締役との面談要請を真摯に検討すべく、当社取締役において議論を行い、当社IR方針において、社外取締役との面談は設定していない旨が明示されていることに照らし、株主間での平等性や公平性を損なわない形で、提案株主からの要請に最大限応える方法として、提案株主に対し、当社IR担当取締役による面談実施を提案するとの結論に達し、提案株主との合意に基づき、設定に至ったものです。よって、「提案株主が社外取締役に対して直接行動を計る行動を見せて、ようやくIR担当取締役との面談が設定された」との主張も、当社の認識とは異なるものであります。

【原則5.1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では管理担当役員をIR担当役員とし、経営戦略室経営企画課をIR担当部署としております。また、株主との建設的な対話を促進するために下記の取組みを実施しております。

1. 株主との対話全般については経営企画課が所管しており、IR担当役員が統括をしております。社内取締役による対話の機会は設けておりますが、現在は、社外取締役や監査役による対話の機会は設けておりません。今後必要に応じて開催を検討いたします。
2. 対話を補助するために、経営企画課が中心となり各部門と連携しながら情報を共有しております。
3. 個別面談以外の対話の手法として、本決算及び第2四半期終了後に機関投資家を対象とした決算説明会を実施しております。
4. 株主との対話における、貴重なご意見、ご指摘につきましては当社幹部会等において共有しております。
5. 株主との対話につきましては、当社において定められている「インサイダー情報管理規程」に則ってインサイダー情報に留意しながら進めております。また、沈黙期間を設定しております。

第6号議案 定款一部変更の件（指名報酬委員会の設置）

(1) 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第42条以降を、各々6条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 指名報酬委員会

(指名報酬委員会の設置)

第42条 取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置する。

(指名報酬委員会の構成)

第43条 指名報酬委員会は、取締役のみにより構成され、その委員の過半数は社外取締役でなければならない。

- 2 指名報酬委員会の委員は、互選により指名報酬委員会の委員である社外取締役を指名報酬委員会の委員長として選定する。
- 3 社内取締役のうち、当会社の株式又は議決権の保有割合が5%以上である者は、指名報酬委員会の委員に就任することができない。

- 4 次の各号に定める者が、自己又は他人の名義において保有する当社の株式又は議決権は、社内取締役が保有するものとみなす。
- (1) 当該社内取締役の3親等内の親族
 - (2) 法人その他これらに類する一切の団体（以下、「法人等」という）であって、当該社内取締役又は当該社内取締役の3親等内親族が、自己又は他人の名義において、株式、出資若しくはこれらに類する持分又は議決権を、50%を超えて保有するもの
 - (3) 当該社内取締役又は当該社内取締役の3親等内の親族が代表権を有する法人等

（指名報酬委員会の委員の選任方法）

第44条 指名報酬委員会の委員は、定時株主総会が終了した後に開催される取締役会の決議によって選任する。ただし、当該委員が退任する場合その他必要な場合には、当該委員は、臨時取締役会の決議により選任することができる。

（指名報酬委員会の任期）

第45条 指名報酬委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（指名報酬委員会への諮問事項）

第46条 指名報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて次の各号の事項について審議し、取締役会は、指名報酬委員会の意見を尊重して、その決定を行う。

- (1) 株主総会に提出する取締役の選任又は解任議案の原案
- (2) 取締役会に提出する代表取締役及び役付取締役の選定、解職、職務分担の原案
- (3) 取締役の選定方針
- (4) その他取締役の選解任に関する事項
- (5) 株主総会に提出する取締役の報酬に関する議案
- (6) 各取締役の具体的な報酬額（取締役が当社の使用人を兼務する場合における使用人としての報酬額を含む）
- (7) 取締役及びその3親等内の親族並びにこれらの者が、自己又は他人の名義において、株式、出資若しくはこれらに類する持分又は議決権を、50%を超えて保有する法人その他これらに類する一切の団体に対する、有償又は無償による新株予約権、株式又は社債の発行及び割当てに関する事項（報酬その他の名目及び有利発行であるか否かを問わない）
- (8) その他取締役報酬に関する事項

(指名報酬委員会規則)

第47条 指名報酬委員会に関するその他の事項は、法令又は本定款のほか、指名報酬委員会が定める指名報酬委員会規則による。

(2) 提案の理由

当社は、スキルマトリクスなどの取締役の選任に関する方針・手続を開示していない。また、創業家出身者兼大株主である取締役が強い影響力を有する取締役会において、コーポレートガバナンス・コードに基づき、公正かつ高い透明性をもって、経営陣幹部や取締役自身の選解任を適切に実行することについてはその実効性に疑問が残る。更に、当社は、株主総会決議なく、建前上は公正価格での発行として、事実上は役員報酬としての性質が疑われる形で創業家への新株予約権の発行を行うなど、相反関係にある株主共同の利益と創業家の利益の調整能力について、現状の取締役会による手続きでは懸念が残る。創業家から独立した立場から株式・新株予約権の発行を含めた、指名と報酬について監督が行われることに対する要請が強く、社外取締役が過半数を構成する指名報酬委員会を設置し、取締役指名及び報酬決定手続きの独立性、客観性と説明責任を強化すべきである。

(3) 取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は以前より、指名及び報酬決定に係るプロセスの客観性・透明性向上を求める近時の資本市場からの要請を認識しており、また当社に対し、提案株主を含む株主や投資家の方々からも同様のご意見やご提案を頂いていたことから、現在、当社において、指名報酬委員会の検討を始めております。

上記の通り、提案株主による本議題の趣旨は当社も理解しているところ、本株主提案のような規定を定款に設けることは、当社の指名及び報酬決定プロセスの機動的かつ柔軟な運用を困難とし、かえって当社のコーポレートガバナンス体制を硬直化させるおそれがあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたしますが、指名報酬委員会の設置に係る当社の検討状況や決定事項につきましては、今後開示すべき事項が発生し次第、速やかにお知らせいたします。

第7号議案 社外取締役の個人別の固定報酬額決定の件

(1) 議案の要領

各社外取締役の基本報酬の額を、1人当たり、1事業年度につき10,000,000円とする。

(2) 提案の理由

当社が、創業家出身兼大株主である取締役が強い影響力を有する取締役会の業務執行を適切に監督し、企業価値を向上させるためには、経験豊富かつ有能な人材を社外取締役として選任することは必須である。そのためには、社外取締役に対しその役割に見合う正当な報酬を支払わなければならない。しかし、当社の社外取締役に対する報酬は、第24期の取締役報酬総額1億2,100万円で、社外取締役の報酬は4名で計1,400万円、第23期の取締役報酬総額1億4,600万円で、社外取締役の報酬は2名で計600万円にとどまる。このような低廉な報酬では、優秀な人材の確保は困難である。また、真に有能で独立している取締役候補を惹きつけるために、報酬の予見可能性を高めるという観点からも、現状の慣行の総額での上限を設定するのではなく、個別での上限設定を行うことが望ましいと考えられる。そこで、オアシスは社外取締役1人当たりの固定報酬額を年額1,000万円とすることを提案する。

(3) 取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

提案株主によれば、取締役会の業務執行を適切に監督し、企業価値を向上させるためには、経験豊富かつ有能な人材を社外取締役として選任することが必須であり、そのためには、社外取締役に対しその役割に見合う正当な報酬を支払わなければならないとしておりますが、この点については当社も同様の認識であります。

しかしながら、取締役への報酬は、各取締役の知見・経験や役割に応じた報酬を設定すべきであり、基本報酬の額を個人別に固定することは、提案株主が主張するように、報酬の予見可能性を高めることに繋がるとされる一方、かえって報酬の支給根拠が不明瞭となるおそれがあると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

第8号議案 社外取締役の個人別の譲渡制限付株式報酬額決定の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分供与は含まない）とすることが承認されているが、今般、当社の社外取締役に対し、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の社外取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠で、当社の社外取締役に対し、社外取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として新たに、個別に、年額3百万円の金銭報酬債権を付与する。譲渡制限期間は、付与から3年以内とする。当該金銭報酬債権の具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(2) 提案の理由

社外取締役に株式報酬を支給することにより、株価の騰落と報酬を連動させ、取締役会が株価を安定的に向上させる施策を講じるように監督するインセンティブが生じる。また、当社の取締役会は当社の創業家出身兼大株主である社内取締役がその多くを占め、創業家の強い影響下にあり、一般株主の利益を棄損し得る構造的な問題がある。株式報酬の導入により、社外取締役自身が少数株主の立場に置かれ、一般株主の利益を公平に代表することがより期待できる。そこで、オアシスは、社外取締役を対象とする事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを提案する。

(3) 取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

株主提案によれば、本提案は当社の社外取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的としますが、社外取締役の報酬は、独立性確保及び適切な監督機能発揮の観点から、固定報酬のみによって構成されることが望ましいと考えております。

また、国内をはじめとする多くの機関投資家の議決権行使基準においても、社外取締役を対象とする株式報酬には原則として反対するとされており、あえて当社として社外取締役に対する個人別の譲渡制限付株式報酬を導入する必要はないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本提案に反対いたします。

以上

事業報告

(2022年5月21日から2023年5月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 資金調達の状況

当社の子会社である株式会社クスリのアオキは、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引金融機関2行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づくコミットメントラインの総額は40億円であり、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の新規出店を含めた設備投資は、合計303億95百万円でした。これらに要した資金は長期借入金及び自己資金等で賄っております。

2. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社クスリのアオキ	300百万円	100.0%	医薬品・化粧品・日用雑貨・食品、調剤薬局等の近隣型小売業
株式会社ナルックス	50百万円	100.0%	食品スーパーマーケット、医薬品・化粧品・日用雑貨、調剤薬局等の近隣型小売業
株式会社フクヤ	12百万円	100.0%	医薬品・化粧品・日用雑貨・食品、調剤薬局等の近隣型小売業

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市横江町5180番地	8,753百万円	43,205百万円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年5月20日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役最高顧問	青木保外志	
代表取締役社長	青木宏憲	株式会社クスリのアオキ代表取締役社長
取締役副社長	青木孝憲	株式会社クスリのアオキ取締役副社長 株式会社A2ロジ取締役
取締役	八幡亮一	管理部門担当兼経理室長 株式会社クスリのアオキ取締役経理部長
取締役	飯嶋仁	営業部門担当兼関東・東北地区本部長 株式会社クスリのアオキ取締役店舗運営本部長 日本チェーンドラッグストア協会理事
取締役	岡田元也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
取締役	柳田直樹	柳田国際法律事務所パートナー弁護士 YKK株式会社社外監査役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
取締役	越田利弥	越田公認会計士事務所 株式会社はじめ会計社代表取締役
取締役	井上佳子	クーパービジョン・ジャパン株式会社代表取締役社長 一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事
常勤監査役	廣田和男	株式会社クスリのアオキ監査役 株式会社A2ロジ監査役
監査役	桑島敏彰	株式会社K&アソシエイツ取締役CEO GRNホールディングス株式会社社外取締役
監査役	中村明子	中村明子法律事務所 弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役 石川県漁業協同組合非常勤監事

- (注) 1. 取締役岡田元也氏、柳田直樹氏、越田利弥氏及び井上佳子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役桑島敏彰氏及び中村明子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役柳田直樹氏、越田利弥氏、井上佳子氏及び監査役中村明子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役廣田和男氏は、株式会社北陸銀行に長年勤務した経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役桑島敏彰氏は、企業経営経験者として幅広く高度な見識と豊富な経験を有しております。
- 監査役中村明子氏は、弁護士としての専門的見地及び見識を持つとともに、商事問題に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
岡 田 元 也 (社外取締役)	左記社外取締役及び社外監査役は、当社との間で以下の内容にて責任限定契約を締結しております。 ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。 ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
柳 田 直 樹 (社外取締役)	
越 田 利 弥 (社外取締役)	
井 上 佳 子 (社外取締役)	
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	
中 村 明 子 (社外監査役)	

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、当社のすべての取締役、監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ・本職務の執行に関連しない費用等
- ・通常要する費用の額を超える防御費用
- ・当社からの責任追及に係る防御費用
- ・当社に生じた損害に係る賠償金等
- ・補償対象者がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合における当該損害に係る賠償金等
- ・第三者に生じた損害に係る賠償金等のうち、当社が当該第三者に対して損害を賠償するとすれば補償対象者が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合における当該責任に係る部分
- ・補償対象者が、当社の事前の承諾なく、本職務の執行に関連して第三者に生じた損害に関して、和解をした場合の和解金
- ・保釈保証金、過料、課徴金又は罰金
- ・会社法第430条の3第1項に定義される役員等賠償責任保険契約に基づく保険金の支払いその他の理由により別途補填を受けた費用等
- ・補償することで当社が法令に違反し、又は当社の取締役が善管注意義務に違反することとなる費用等

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその業務遂行のために行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損

害賠償金や訴訟費用等が填補されるものとなります。

ただし犯罪行為や被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、各取締役の役割や責任範囲、企業価値増大への貢献、業績指標の達成度合い等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬とストック・オプションで構成されており、基本報酬の金額については、取締役ごとの職務・職責等に基づいた金額（固定報酬）に加え、前連結会計年度の業績に基づいて算出した金額を合わせた金額を当連結会計年度の報酬として確定させ、これを基本報酬としております。個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の職務・職責・成果貢献度に応じて、管理部門担当役員とも協議しながら、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

なお、非金銭報酬としてはストック・オプションがありますが、その付与は不定期であり、必要と判断した時期に付与しております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定の方針は、基本報酬を100%として、うち業績連動報酬部分が代表取締役や役付取締役で41～42%、取締役で19～26%となっております。

ストック・オプションを導入する際には、株主総会決議により、取締役への割当の上限個数を決定し、各取締役への割当個数は取締役会にて決定しております。退職慰労金については、算定基準について内規で定めており、役位、在任期間等を勘案し算出しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基本報酬	ストック・オプション	退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	132百万円 (16百万円)	120百万円 (16百万円)	—	12百万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9百万円 (4百万円)	9百万円 (4百万円)	—	0百万円 (—)
合 計 (うち社外役員)	12名 (6名)	142百万円 (21百万円)	130百万円 (21百万円)	—	12百万円 (—)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）です。
3. スtock・オプションの付与は不定期であり、必要と判断した時期に付与しております。
会社役員が有する新株予約権等のうち、当事業年度における保有状況は、電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項の、「会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項」に記載しております。
4. 取締役会は各取締役の個人別の基本報酬の額について、代表取締役社長青木宏憲に対し、各取締役の職務・職責・成果貢献度に応じて、管理部門担当役員と協議のうえ決定することを委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
また、当社子会社株式会社クスリのアオキ兼務役員については、両社を合わせた役割や責任範囲等を鑑みて報酬を決定した後に、両社での配分決定のうえ、各法人から報酬を支払うものとしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

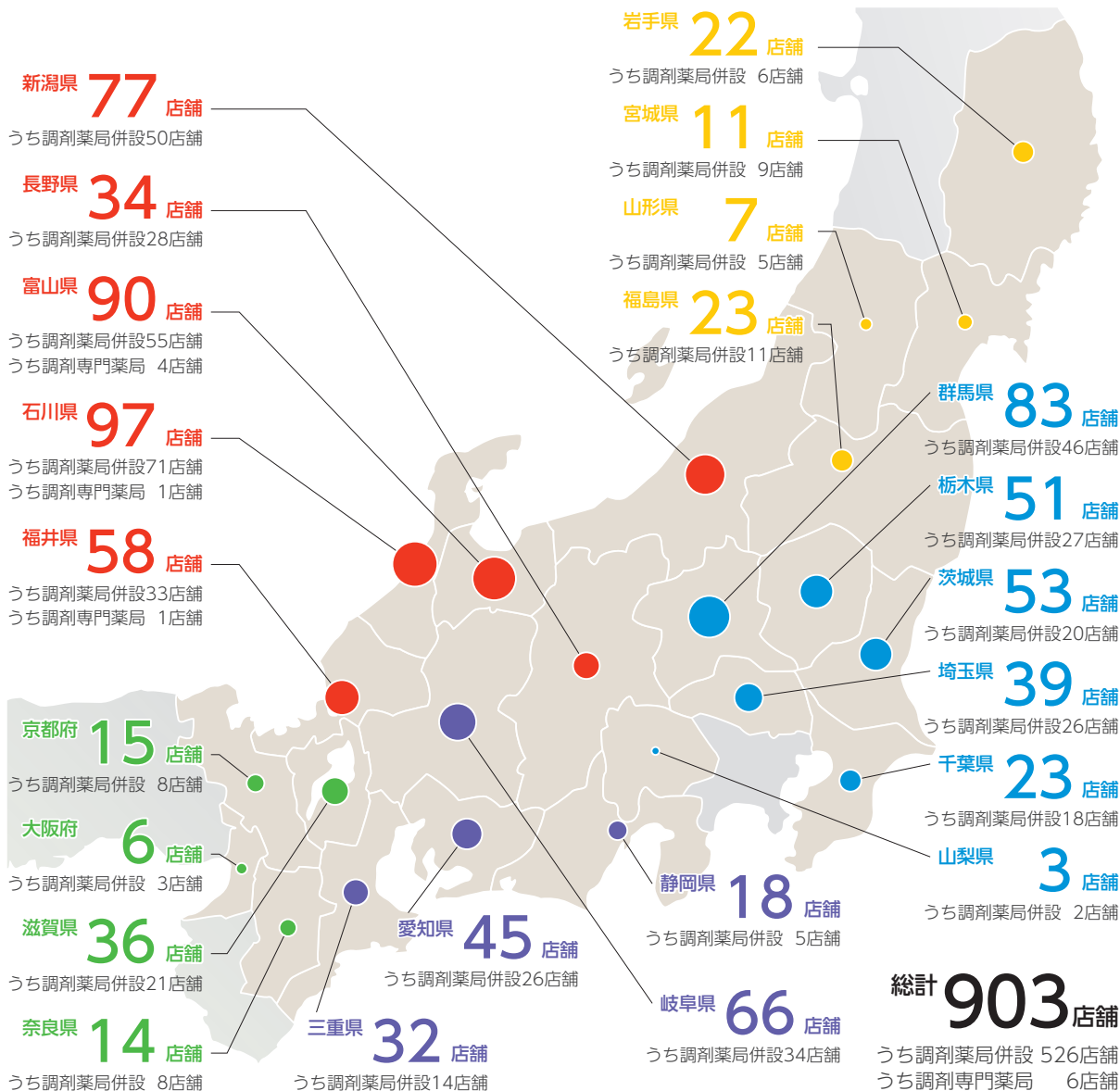
氏名	重要な兼職の状況
岡田元也 (社外取締役)	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 ウエルシアホールディングス株式会社取締役
柳田直樹 (社外取締役)	柳田国際法律事務所パートナー弁護士 YKK株式会社社外監査役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役
越田利弥 (社外取締役)	越田公認会計士事務所 株式会社はじめ会計社代表取締役
井上佳子 (社外取締役)	クーパービジョン・ジャパン株式会社代表取締役社長 一般社団法人日本コンタクトレンズ協会理事
桑島敏彰 (社外監査役)	株式会社K&アソシエイツ取締役CEO GRNホールディングス株式会社社外取締役
中村明子 (社外監査役)	中村明子法律事務所 弁護士 株式会社北國新聞社社外監査役 石川県漁業協同組合非常勤監事

- (注) 1. 取締役岡田元也氏は、イオン株式会社の取締役兼代表執行役会長を兼任しており、当社子会社株式会社クスリのアオキは同社との間で業務・資本提携を行っております。
2. 上記1以外の各社外役員の名兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
岡 田 元 也 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
柳 田 直 樹 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と豊富な他社の役員経験に基づく観点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
越 田 利 弥 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と高度な専門知識に基づく観点から発言を行っております。就任後当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
井 上 佳 子 (社外取締役)	取締役会における審議、報告に際して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点と経営者の観点から発言を行っております。就任後当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申を行っております。
桑 島 敏 彰 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、経営等に係る豊富な経験や幅広い見地から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。
中 村 明 子 (社外監査役)	取締役会及び監査役会における審議、報告に際して、高度な専門知識及び高い独立性に基づく視点から発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務執行役員との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。

当社グループ店舗数の状況 (2023年5月20日現在)



クスリのアオキ900店舗達成

石川県を発祥とする当社は、北信越地方、東海地方、関西地方、関東地方、東北地方へと出店エリアを拡大してまいりました。2023年5月期においては既存のエリアへの出店によってドミナント化を進め、現在の出店エリアは23府県となっております。

上記によって店舗数は増加を続けており、2023年5月期においては年間90店舗を出店しております。

そして、2023年5月17日、本拠地である石川県は田鶴浜店のオープンにより、クスリのアオキの店舗数は900店舗を超え、2023年5月期末時点では903店舗を展開するに至っております。

今後も店舗数を拡大し、また調剤薬局の併設を進めることによって、地域のお客様に支持される店舗づくりを実現し、お客様の利便性と企業価値の向上に努めてまいります。



4年ぶりのマスクなしで入社式実施

新型コロナウイルス感染症流行に伴う各種規制の緩和を受け、本年は4年ぶりにマスクなしで入社式を開催いたしました。

本年は818名の新入社員が入社し、先輩社員からの激励の言葉を受け、3日間の新入社員研修ののち、それぞれの店舗や薬局へ配属となりました。

引き続き出店を進めていく中で新入社員が様々なことを学んで成長し、地域の皆様に支持されるよう、企業環境の整備に努めてまいります。



株主優待制度

株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、年1回、株主優待制度を実施しております。

- 対象株主様 毎年5月20日現在の株主名簿に記録された1単元（100株）以上ご所有の株主様
- お申込み方法 同封の「株主優待のご案内」に添付された返信ハガキにて、8月末日までにお申込みください。
- 贈呈時期 毎年9月末頃～10月のお届け予定
※商品によって贈呈時期が異なります。
- 優待内容 **AまたはBのいずれかおひとつをご選択ください**

A 株主優待カード

クスリのアオキ各店他、当社グループ店舗および「クスリのアオキネットショップ本店」でのお買い物時にご利用できる

5%割引カード



※ご利用可能店舗は、当社ホームページ【株主優待】内「ご利用いただける店舗」をご確認ください。

※「クスリのアオキネットショップ本店」での株主優待割引利用をご希望の方は、別途お手続きが必要となります。詳しくは、「クスリのアオキネットショップ本店」のサイトをご覧ください。

※「クスリのアオキネットショップ本店」では商品ごとに5%割引となります。

※株主優待カードのデザインは変更となる可能性がございます。

B 地方名産品

ご所有株式数に応じた2,000円、3,000円、5,000円相当の品
2020年5月20日時点の株主様を対象とした名産品例（5,000円相当）

六角堂キッチン 

六角堂キッチン詰合せ



金澤やまざし養蜂場

ハニードリンク詰合せ



三國屋
善五郎

日本茶&菓子セット



株主メモ

事業年度 毎年5月21日から翌年5月20日まで
定時株主総会 毎年8月20日までに開催
定時株主総会の基準日 毎年5月20日
期末配当の基準日 毎年5月20日
中間配当の基準日 毎年11月20日
公告方法
電子公告<<https://www.ir.kusuri-aoki-hd.co.jp>>
ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 〒168-0063
東京都杉並区泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
お問合せ先 電話0120-782-031（フリーダイヤル）
平日 9:00~17:00
（土・日・祝日および12/31~1/3はご利用いただけません。）

株主総会会場ご案内

開催日時

2023年8月17日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

石川県金沢市本町2-15-1

ホテル日航金沢 4階 鶴の間

TEL. 076-234-1111（代表）

公共交通機関をご利用ください。



公共交通機関
でお越しの方

JR金沢駅兼六園口より徒歩3分

（※雨天の場合も地下道より濡れずにお越しいただけます。）



ホームページのご案内

ホームページのご案内

<https://www.kusuri-aoki-hd.co.jp> または

クスリのアオキホールディングス

株主・投資家の皆様に、下記情報を含めた最新のニュース・トピックスを公開しております。

■財務ハイライト ■決算短信

■月次営業速報 ■IRスケジュール

ネットショップはこちら

<http://shop.kusuri-aoki.co.jp>

